

# “バアサンもジイサンもみ～んな怒ってるぞお～” 介護保険の後退を絶対に許さない！

介護保険制度が始まった 2000 年から 20 年。“介護の見える化”“社会化”を目指したが、度重なる改定のたびに「だんだん使えなくなる」介護保険サービス。

『第 8 期介護保険事業計画』策定に向け検討作業 (2019 年)・見直し案が出され、2020 年に改定法案の審議、2021 年から第 8 期が始まるのです。でもその見直し案があまりにもひどく介護保険制度を日本に作った方々の怒りは“バアサンもジイサンもみ～んなお怒ってる”。



2020 年 1 月 14 日衆議院議員会館で「介護保険の後退を絶対に許さない」集会が開かれました。認定 NPO 法人ウイメンズアクションネットワーク理事長上野千鶴子さん、NPO 法人高齢社会をよくする女性の会理事長樋口恵子さん、国際医療福祉大学大学院教授大熊由紀子さんら 20 以上の団体が集まったの集会。

2019 年 8 月に出された“今後の検討 8 項目”は最初に財務省財政制度審議会に提出されたことからまず「財政ありき」の内容でびっくりと怒り。

その内容は

①『軽度者への生活援助サービスに関する給付のあり方』: 要支援 1・2 の訪問介護、通所介護は 2014 年の改定で介護保険からはずされ、市町村の“総合事業”に移行しています。今回は更に要介護 1・2 も総合事業に移行させようとしています。

\*“生活援助”があってこそ成り立つ“在宅介護”。在宅介護は“身体介護と生活援助”を一体的に受けることで成り立つもの。それなのに要支援 1・2 そして要介護 1・2 を総合事業として介護からはずすのは介護制度を分断してしまうもので絶対に受け入れられません。又、認知症が認められる要介護 1・2 の状態の人が一番細心のケアを必要としている人なのです。と多くの方々から反対の声があがり今回は見送り引き続き検討に。

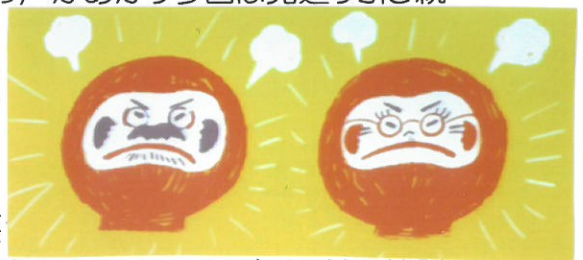
②『ケアマネジメントに関する給付の在り方』: 制度創設時より 10 割給付サービス(無料)であるが 1 割負担(有料化)にしようとする。

\*ケアマネージャーの独立性が損なわれるし、介護保険制度の入り口が狭められと、有料化反対の声が強く引っ込めたが引き続き検討とされている。

③『現役並み所得・一定以上所得の判断基準』: 利用者負担は所得にかかわらず一律 1 割となっていたが、平成 26 年改定で 2 割負担のケース、3 割負担のケースを入れた。今回更に基準を改定しようとしている(2 割・3 割への移行を多くしようとする)。

\*利用抑制になってしまっている現実からも「原則 1 割を維持すべき」との声が大きく“引き続き検討”となる。

④『多床室の室料負担』: 介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設等は平成 17 年以降個室は光熱費及び室料、多床室は光熱水費を負担となって



いるところ、多床室にも室料を負担させようとするもの。

\*医療側からの反対の意見もあり結局は見送り・引き続き検討となる。

⑤『被保険者・受給者の範囲』:高齢者の介護保険が、障がい者の方も含めた制度とするか、20歳からの介護保険制度とするか検討されてきた。

\*第一号保険者と第二号保険者と対象年齢をどう考えるか定まらず引き続きの検討に。

⑥『現金給付』:家族内で実際に家族を介護している人への現金給付を検討。

\*現時点で導入するには適当でないとして見送りに。

⑦『補足給付について』:特養などを利用している方で住民税非課税世帯に対する食費・居住費助成についての見直しです。年金月額10万円以上の人に対して1ヶ月負担2万2000円の増額。ショートステイ利用者も年金収入に応じ食費日額210~650円の増額。資産保有者を補足給付の対象からはずす要件金額の引き下げ。

⑧『高額介護サービス費』:自己負担限度額が引きあげられる。平成29年の改定で44000円になったものを更に年収に応じて9万3000円~14万円に。

\*⑦と⑧は引き続きの検討ではなく見直し案として提案されそうです。



集会参加者からは「生活援助は単なる家事代行ではない。身体介護と生活援助の一体化が必要だ」「介護人材の不足は介護士への処遇の悪さから来るのに介護報酬カットでは事業者は対応できない」など現場からの厳しい状況への問題提起がされました。又、富山県NPOこのゆびと一まれ理事長惣万佳代子さんからは「国は金がないといっているが、ないのは介護への理念です」「家族介護で殺人まで起こってしまう状況から“介護保険制度”が出来たのにまったくなっていない」と厳しい批判が。

最後に政府の介護保険制度の見直し案への怒りの声明文が採択されました。

- 1) 要支援はずしは許さない!
- 2) 要介護1・2はずしは許さない!
- 3) 生活支援はずしは許さない!
- 4) ケアプラン有料化を許さない!
- 5) 「現役並み所得」「一定以上所得」の利用者負担率の上昇を許さない!
- 6) 介護報酬の切り下げを許さない!



“介護保険が「だれひとり置き去りにしない」制度として、利用者、家族、ならびに働く人々に安心と安全を保障することを心から求めます”と。

2025年問題として住民一人ひとりに寄り添う“地域包括ケアシステム”を構築していかなければならない自治体です。“介護制度の理念・プライマリヘルスケアの理念・障害者への福祉支援・子どもの生きていく権利”の実現に向けて鎌ヶ谷市も住民と共に“わかちあいの社会”を創っていかねばと思われました。

「民主主義と自治そして平和主義」ふじしろ政夫 047-445-9144

\*活動報告をホームページに掲載「いい鎌ヶ谷ふじしろ政夫」でアクセスできます。